



子ども・子育て支援新制度とは？

子ども・子育てをめぐる様々な課題に、総合的かつ計画的に対応し、子育てしやすい社会を実現するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。

この法律とその他関係する法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートする予定です。

新制度は、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考えを基本に、その上で、幼児期の教育・保育の必要な量を確保し質を向上し、その他の施策と合わせて地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

なお、具体的には、消費税率の引き上げによる増収分を活用し、市が主体となって国・県・市で、法令に基づき以下の取組みを進めていきます。

- 1 ニーズ調査結果を踏まえ、潜在的なニーズも含めた小学校就学前の教育と保育の「量の拡充」による待機児童の解消や、「質の向上」を図ります。
- 2 子育て支援策全体について、総合的に計画的に充実化を図り、「子育てしたいまち」づくりを進め、子どもが健やかに成長することができる社会をめざします。
- 3 教育と保育の両方の機能を果たす「認定こども園」の普及を支援します。

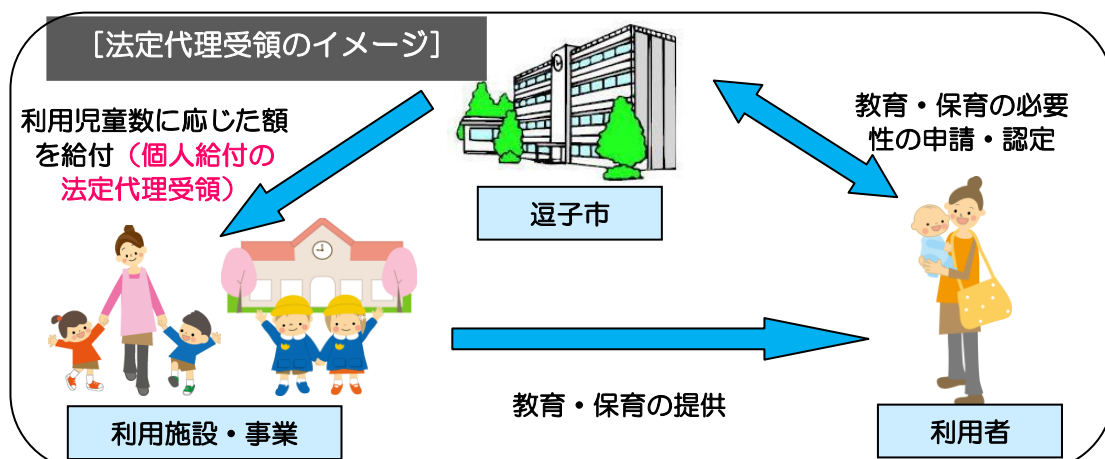


新制度では、ここが変わります！

1 給付制度が導入されます！

新制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するために「給付制度」が導入されます。具体的には、給付対象施設の認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等の施設等を利用した場合、国・県・市は、施設等が教育・保育を提供するために必要な経費の全部もしくは一部を給付費として支払います。（市が各施設にまとめて支払い）

なお、この給付費については、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者の皆様に直接的に給付せず、市から利用施設等に支払うしくみ（法定代理受領）となっています。



2 教育・保育の必要性の認定制度がはじまります！

新制度では、新たに「教育・保育の必要性の認定制度」が導入され、パートタイマーなど短時間就労の保護者のお子さんも公的保育が利用しやすくなります。

給付対象の施設や事業（P3 参照）を利用することを希望される保護者の方は、**お住まいの市町村が定める基準に従って、認定を受ける**ことになります。なお、認定は次の3区分となります。

(1) 3つの認定区分

◆1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

●[主な利用先（給付対象）] 幼稚園、認定こども園

◆2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「**保育を必要とする事由**（P5 参照）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 ●[主な利用先（給付対象）] 保育所、認定こども園

◆3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「**保育を必要とする事由**（P5 参照）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 ●[主な利用先（給付対象）] 保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育等）

(2) 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに、「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」のそれぞれの利用区分に区分されます。

「保育標準時間」利用

主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日11時間。

「保育短時間」利用

※保育短時間利用の対象となる就労時間の下限については、市町村ごとに定めます。

※保育時間（利用時間）については、施設ごとに設定されます。

主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日8時間まで。

<「保育標準時間」利用の場合>

※留意事項 利用可能時間は、**保育所等が開所している時間内の範囲での利用**となります。

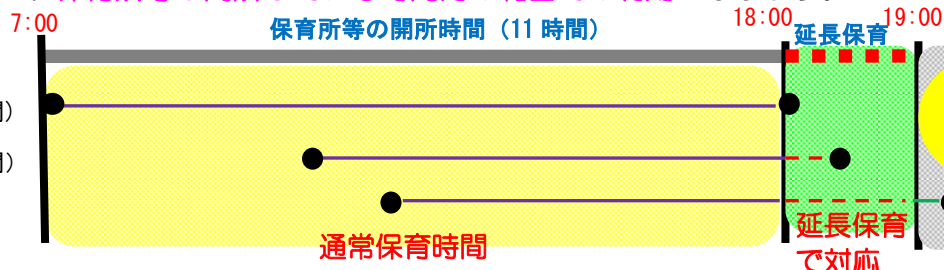
【〇〇保育所の例】

利用希望時間

Aさん 7:30~18:30 (11時間)

Bさん 10:00~19:00 (9時間)

Cさん 13:00~19:00 (8時間)



<「保育短時間」利用の場合>

※留意事項 利用可能時間は、**保育所等が設定している時間内の範囲での利用**となります。

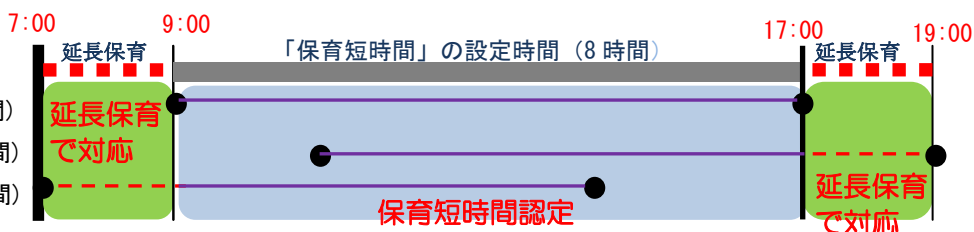
【〇〇保育所の例】

利用希望時間

Dさん 10:00~18:00 (8時間)

Eさん 12:00~19:00 (8時間)

Fさん 7:30~15:00 (8時間)



新制度における子ども・子育て支援施策

教育・保育の場

※幼稚園は、新制度へ移行していない園もあり、その場合は入園手続きや就園奨励費の支給等、手続きや保護者負担は変わりません。

1 給付対象施設

施設名	特色	対象年齢	利用時間	利用できる保護者
幼稚園	さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」	3～5歳	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施 ※園により、一時預かりなどを実施	利用の制限なし
保育所	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～5歳	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	（0～2歳） ・夕方までの保育	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
			（3～5歳） ・昼過ぎごろまでの教育時間 （0～5歳） ・保育が必要な場合は夕方までの保育 ※園により延長保育、一時預かりなどを実施	利用の制限なし

※給付対象施設の保育料は、保護者の所得に応じて市町村が定めた額となります。

※現行の幼稚園は、園の希望により、給付対象施設に移行する園と移行せずに現行のままの園にわかれます。

給付対象施設に移行した園の保育料は保護者の所得に応じたものとなりますが、現行のままの園については、従来どおり園が定める保育料となります。

2 給付対象事業

※今後、新制度の下で展開される事業です。

事業名	特色	対象年齢	利用時間	利用できる保護者
地域型保育 ※①～④の4つの事業があります	給付対象施設より少人数の単位で、就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～2歳	主に夕方までの保育	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
①家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を実施 少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施 会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育 障害・疾患などで個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で1対1の保育を実施			
②小規模保育				
③事業所内保育				
④居宅訪問型保育				

※給付対象事業の保育料も、保護者の所得に応じて市町村が定めた額となります。

※現行の事業所内保育は施設の希望により、給付対象施設に移行する施設と移行せずに現行のままの施設に分かれます。給付対象施設に移行した施設の保育料は保護者の所得に応じたものとなりますが、現行のままの施設については、従来どおり施設が定める保育料となります。

地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を、市町村中心で行う事業です。

事業名	概要
利用者支援事業	逗子市保育課に専門の職員を配置して、子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報の提供や相談・援助を実施
子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	公共施設や保育所等の地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談を実施
妊婦健診	母子保健法に基づき、妊産婦に対して健康診査を実施
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や相談を実施
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を実施
ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施
一時預かり事業	急な用事や短期のパートタイム就労など、家庭で一時的に保育が困難となった場合の預かり
延長保育事業	保育所において11時間の開所時間を超えた時間帯の保育
病児保育事業	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付設されたスペースにおける預かり ※本市は、ファミリー・サポート・センターの事業の中で実施
放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供

その他、本市の事業として、ほっとスペース、ふれあいスクール、親子遊びの場、プレイパーク、プレイリヤカー等の事業も実施しています。

子どもの年齢と親の働き方で選択できる施設等の種別

親の就労状況	子どもの年齢		
	0～2歳	3～5歳	小学生
両親ともフルタイムの共働き世帯 ※「保育標準時間」(1日11時間)が基本	●認定こども園 ●保育所 ●小規模保育 ●家庭的保育 ●事業所内保育	●認定こども園 ●保育所 ◆幼稚園十一時預かり (保育認定では利用できません。)	●放課後児童クラブ
両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯 (もしくはひとり親家庭でパートタイム) ※「保育短時間」(1日8時間)が基本	●認定こども園 ●保育所 ●小規模保育 ●家庭的保育 ●事業所内保育	●認定こども園 ●保育所 ◆幼稚園十一時預かり (保育認定では利用できません。)	●放課後児童クラブ
両親のどちらかが専業主婦(夫)	[在宅で子育て] ●地域の子育て支援 ・地域子育て支援拠点や認定こども園などの子育て支援 ・一時預かり	[施設を利用] ●認定こども園 ●幼稚園 [在宅で子育て] ●地域の子育て支援 ・地域子育て支援拠点や認定こども園などの子育て支援 ・一時預かり	



保育を申請できる事由

※次のいずれかに該当することが必要です。

- ☐ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業などの居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- ☐ 妊娠、出産
- ☐ 保護者の疾病、障害
- ☐ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動（起業準備を含む）
- ☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ☐ 虐待やDVのおそれがあること
- ☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ☐ その他、上記に類する状態として市が認める場合

※ 各々のご家庭の状況を指数化して、優先度の高い方から入所できるよう、市で調整を図ります。

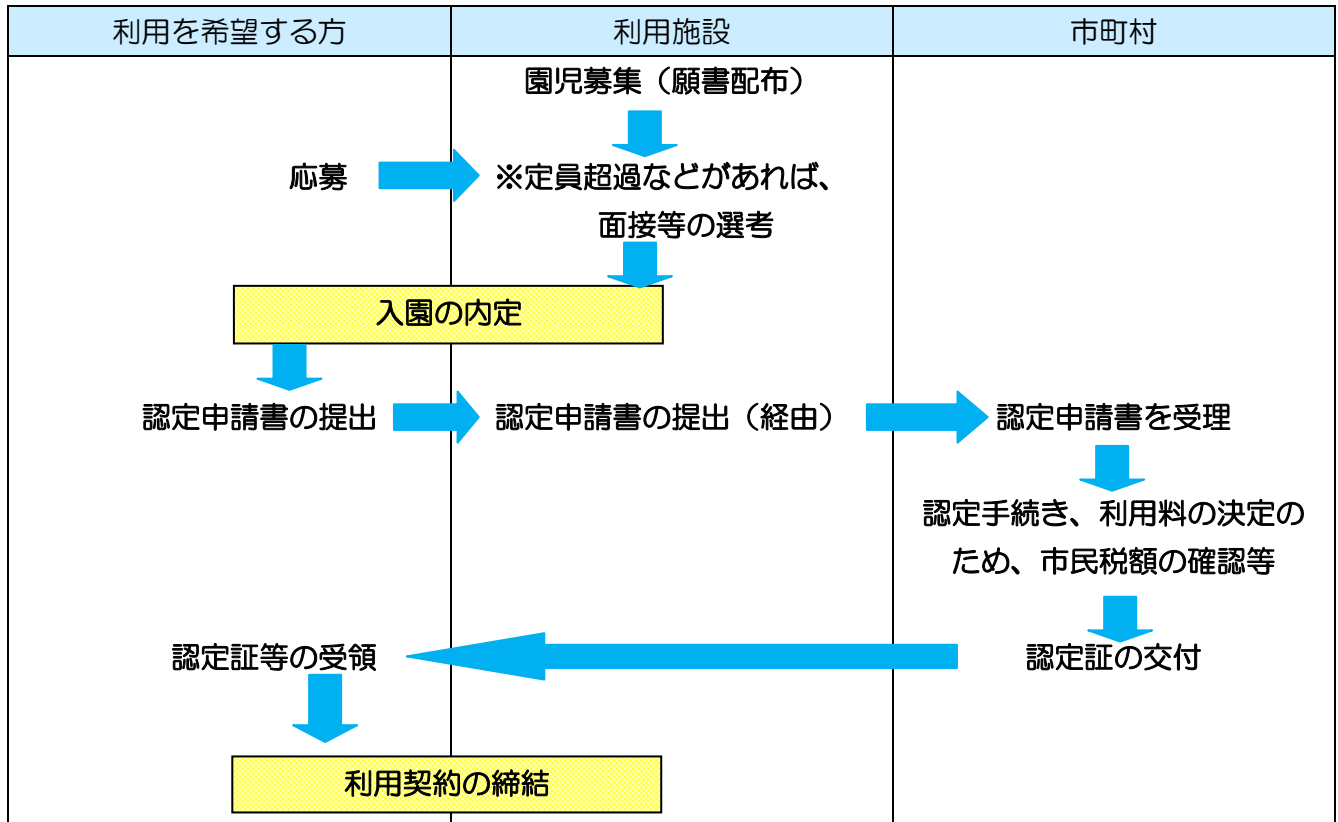


利用するには、どうすればいいの？

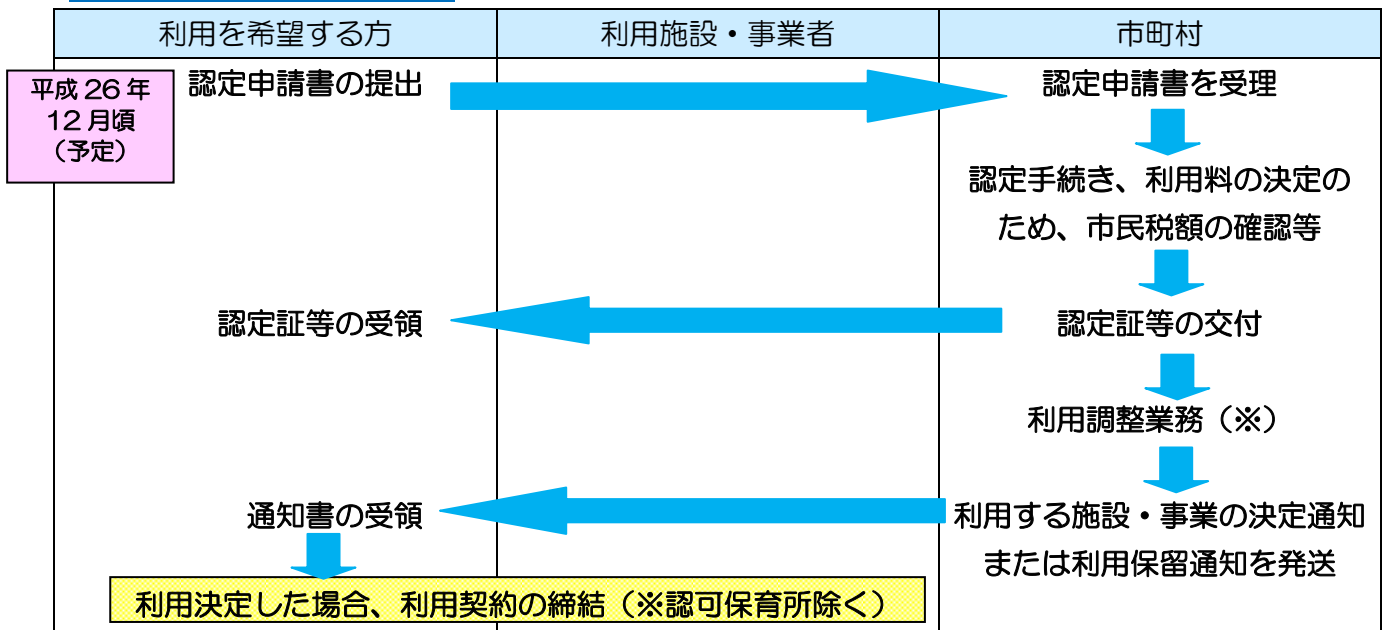
※給付対象に移行しない幼稚園等は、これまでと利用方法は変わりません。

1 平成 27 年 4 月から新たに入園等をする場合

(1) 1号認定（満3歳以上で幼稚園等での教育希望）で利用する施設（幼稚園、認定こども園）



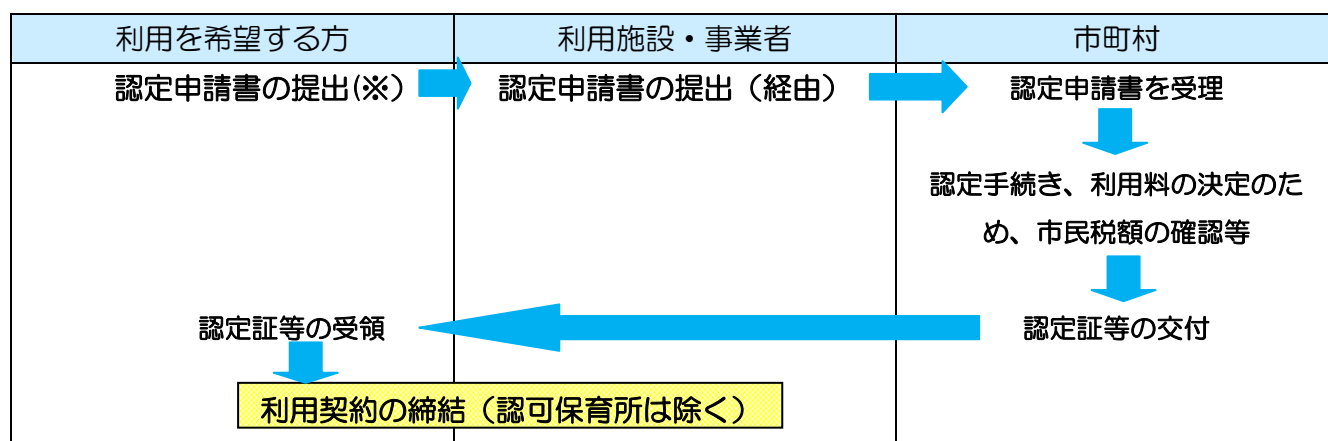
(2) 2号認定（満3歳以上で保育所等での保育希望）、3号認定（満3歳未満で保育所等での保育希望）を受けて利用する施設・事業等（保育所、認定こども園、小規模保育事業等地域型保育）



※利用調整業務：優先順位を選考基準により決定し、優先順位順で希望施設等へ利用決定者の振り分けを行う業務

※ 小規模保育事業等地域型保育については、事業者に直接申込み、契約を行うこととなります。

2 現在、幼稚園や保育所等を利用して、平成 27 年度も引き続き同じ施設等を利用する場合



・ご入園されている各園を通じてご提出いただく予定です。

3 保育料について

給付対象施設・事業を利用する場合の保育料は、保護者の所得に応じた負担を基本として、国が定める水準を上限として、お住まいの市町村が設定します。具体的な保育料については、今後、市で検討し、順次お知らせします。

また、施設・事業者は、一定の要件の下で、必要経費(教材費等)を市が定める額に加えて徴収することもあります。

なお、給付対象施設に移行しない幼稚園等にかかる保育料については、今までと変わらず、園が定める保育料となります。



施行までのスケジュール

平成 26 年	9 月	利用者説明会(予定)
	10 月	市広報で周知
	12 月	認定申請受付スタート(予定)
平成 27 年	2 月	認定証交付
	4 月	子ども・子育て支援新制度スタート(予定)

お問い合わせ先など



- ◆逗子市保育課 電話 046-873-1111 FAX046-873-4520
 Eメール 市ホームページの「各課へのお問い合わせ」をご利用ください。
 ホームページ <http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/hoiku/>
- ◆国ホームページ: <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府→内閣府の政策(子ども・子育て支援)→子ども・子育て支援新制度の順にリンクをたどってください。